

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の  
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和 5 年 10 月 1 日（一部規定は令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要

建設業においては、今なお年間 100 人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ずることが強く求められていることを踏まえ、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において、墜落・転落災害防止対策に係る報告書が取りまとめられた。当該報告書を踏まえ、以下のとおり所要の改正を行ったものである。

- (1) 一側足場からの墜落・転落災害が発生していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を規定したこと。
- (2) 足場からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることから、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるために必要な措置を規定したこと。

第 2 細部事項

1 一側足場の使用範囲の明確化（第 561 条の 2（新設）関係）

- (1) 事業者は、幅が 1 メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないことを規定したこと。なお、幅が

1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用することが望ましいこと。

(2)「幅が1メートル以上の箇所」とは、足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所をいうこと。足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者等、工事関係者の管理の範囲外である場合等にあつては、「幅が1メートル以上の箇所」に含まれないこと。なお、事業者は、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すべきものであること。

(3)「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは、以下の場合をいうこと。

ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。

イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。

ウ 屋根等に足場を設けるととき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。

エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき。

(4) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合にあつては、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

(5) 足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

## 2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け（第567条、第568条及び第655条関係）

(1) 事業者は、足場（つり足場を含む。）の点検を行う際、点検者を指名しなければならないことを規定したこと。

(2) 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話等で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。

(3) 改正省令による改正後の安衛則（以下「改正安衛則」という。）第567条第2項及び第655条第2項第2号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であつて、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した

者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（令和5年3月14日基安発0314第2号。以下「推進要綱」という。）別添の3（2）に示す一定の能力を有する者を指名することが望ましいこと。

（4）足場の点検に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加（第567条及び第655条関係）

（1）改正安衛則第567条第3項各号及び第655条第2項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のものとする。

（2）足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

4 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和5年10月1日（1については令和6年4月1日）から施行することとしたこと。

○厚生労働省令第二十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第三十六条及び第三百三条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(本足場の使用)

第五百六十一条の二 事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一 九 (略)

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果及び点検者の氏名
- 二 (略)

(つり足場の点検)

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、前条第二項第

改正前

(新設)

第五百六十七条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(点検)

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一 九 (略)

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 (略)

(つり足場の点検)

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで

一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、点検者を指名して、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ〜リ (略)

三 (略)

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果及び点検者の氏名

二 (略)

、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ〜リ (略)

三 (略)

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 (略)

## 附 則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五百六十一条の次に一条を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。